

行政訴訟

原発誘致で揺れる町に 「市長選挙無効」の判決

◎95・12・11名古屋高金沢支判に見る選挙手続の違法審査

岡田正則

金沢大学助教授

二 名古屋高裁金沢支部 九五・一二・一一判決

金沢支裁に提起した。
原告側は、上記②～④のほかに、⑤偽造投票用紙の混入などの疑いを理由に加え、選挙管理手続全体を見れば選挙結果に異動を及ぼす可能性があったことは明白だと主張した。

「県選管の裁決を取り消し、本件選挙を無効とする。」——昨年一二月一日に名古屋高裁金沢支部が言い渡した判決は、地元市民や選挙管理事務担当者のみならず、原子力発電所の立地を推進してきた行政や電力業界にも少なからぬ衝撃を与えた。

事件の経過

石川県珠洲市は、能登半島の北端に位置する人口二万三千人の過疎の町。二〇年ほど前に関西電力・中部電力・北陸電力が同地での原発立地を相次いで計画して以降、地元住民は原発立地推進派と反対派に割れ、電力会社の地元援助などによって両派の亀裂は日ご

とに深まっていた。

こうして、一九九三年四月一八日投票の市長選挙は原発立地の是非をめぐる住民投票の様相を呈することになった。推進派が地元最大手建設会社の実質的オーナーといわれる現職市長を推したのに対し、反対派は元小学校長を立てることで一本化したため、選挙は両派の一騎討ちとなり、熾烈をきわめた。

即日開票の結果、市選管は現職候補者が九五八票差で当選したと発表した。多くの問題点が明るみでたため、選挙会会場は混乱し、投開票手続の根幹に疑問がもたれるに至った。反対派住民らは、①選挙人名簿の無効

(架空転入事件の発生など)、②不在者投票の管理の違法(不在者投票の審査がなされなかったことなど)、③開票管理の違法(告示場所以外での開票など)、④選挙・投票の自由の妨害などを理由として、選挙を無効とすべき旨の異議を市選管に対して申し出たが認められず、県選管に審査請求を行なった。同年一月、県選管は、不在者投票のうちの三五九票については無効ないし無効の可能性ありと認定したものの、この程度の票数では「選挙結果に異動を及ぼす虞はない」として、請求棄却の裁決を下した。そこで、反対派住民らは、市民の約一割にあたる二千二百余名の原告団を結成し、県選管を被告とする本件訴訟を名古屋高裁

（架空転入事件の発生など）、②不在者投票の管理の違法（不在者投票の審査がなされなかったことなど）、③開票管理の違法（告示場所以外での開票など）、④選挙・投票の自由の妨害などを理由として、選挙を無効とすべき旨の異議を市選管に対して申し出たが認められず、県選管に審査請求を行なった。同年一月、県選管は、不在者投票のうちの三五九票については無効ないし無効の可能性ありと認定したものの、この程度の票数では「選挙結果に異動を及ぼす虞はない」として、請求棄却の裁決を下した。そこで、反対派住民らは、市民の約一割にあたる二千二百余名の原告団を結成し、県選管を被告とする本件訴訟を名古屋高裁

は、①選挙人名簿の調製手続については、宣誓書の記載自体から「公職選挙法四九条一項各号」不在者投票の事由がないことが明らかな場合には右請求を拒否し、宣誓書の記載自体からは右事由があるか否かが不明なものについては、口頭の説明とあわせて右事由の有無を認定すべきであるのに、この確認義務を怠ったこと）、②立会に関する違法（立会人不在の状態の下での投票があつたこと）、③郵便による不在者投票の処理に関する違法（郵便による投票の請求者全員に対して市選管の記名押印のない外封筒が送付されたこと）、④その他の規定違反（他市町村への転出者による不在者投票の受理・除外手続に違法があったことなど）が存在するので、少なくとも六九二票に規定違反が認められる。

(3) 偽造投票用紙の混入等について
は、これを認めるに足る証拠がない。
(4) 開票手続の管理執行については、
「開票管理者は、開票総数と投票者総
数が一致するか否かを票の点検に入る
前に確かめ、一致しない場合にはその
原因は何かができるかぎり明らかにし
ておくかねばならぬことは当然である」
にもかかわらず「安易な當選人決定の
宣言も含めて、開票手續の根幹において
誤りがあつた」。「本件投票録等は
誰が責任者で、誰が鍵の管理をしてい
たかも明らかにしえない選挙会会場と
は別の部屋に保管され、事務従事者が
同室に閉じ籠もり、あまつさえ開票事
務に関与する権限のない第三者まで呼
び込んで「投票録補正などの」点検作
業を継続した」とは、「公職選挙法
の基礎理念である選挙の公明且つ適正
の原則に著しく反する」。

(5) 選挙の結果に異動を及ぼす虞れに
ついては、右(4)の違法および「両
候補の」得票数の差は九五八票である
とはいえ、各自の得票数における不在
者投票の占める比率は、林候補「二当
選人」においては一二・五パーセント
であるのに対し、櫻田候補においては
六・五パーセントにすぎないことを総
合的に判断すると、本件不在者投票が
公明且つ適正を旨とする公職選挙法の
理念に従つて厳正に行われていれば……
原子力発電所の誘致をめぐって住民
が両陣営に分かれて激しく争った本件

(3) 偽造投票用紙の混入等について
は、これを認めるに足る証拠がない。
(4) 開票手続の管理執行については、
「開票管理者は、開票総数と投票者総
数が一致するか否かを票の点検に入る
前に確かめ、一致しない場合にはその
原因は何かができるかぎり明らかにし
ておくかねばならぬことは当然である」
にもかかわらず「安易な當選人決定の
宣言も含めて、開票手續の根幹において
誤りがあつた」。「本件投票録等は
誰が責任者で、誰が鍵の管理をしてい
たかも明らかにしえない選挙会会場と
は別の部屋に保管され、事務従事者が
同室に閉じ籠もり、あまつさえ開票事
務に関与する権限のない第三者まで呼
び込んで「投票録補正などの」点検作
業を継続した」とは、「公職選挙法
の基礎理念である選挙の公明且つ適正
の原則に著しく反する」。

選挙では、選挙の結果につき、異なる
結果の生じる可能性があつた場合にあ
たると認められる」。

三 本件判決の意義と問題点

本件判決は、本件選挙と同程度に
「漫然と」行われている全国各地での
不在者投票手續に對して強い戒めとな
った点に第一の意義が認められるだろ
う。從来から、遠隔地に居所のある学
生が勉學上の理由から不在者投票を申
請しても選管はこれを認めないとする
取り扱いをしてきたし、また自治省は
近年のいくつかの通達において、本件
のような訴訟を意識して、不在者投票
事由を厳格に審査するように指導して
いる。本件判決によつてこのような傾
向はいつそう強まるだろう。

第二に、選挙の効力を、單に違法な
票数の多寡からだけではなく、選挙管
理手續全体の違法性から判断した点も
注目される。公選法二〇五条一項は
「選挙の規定に違反することがあると
きは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある
場合に限り、当該……裁判所は、そ
の選挙の全部又は一部の無効を……判
決しなければならない」と定めている
が、本件判決は、選挙管理手續の公正
さに外觀上で疑いがもたれるようなと
きはこの場合に該当し、選挙をやりな
すべきだとした。政治過程における
選挙管理手續の重要性を認識した判断

として評価できよう。

一方、若干の問題点も指摘できる。

第一に、「選挙の結果に異動を及ぼす

虞」の判断理由中にいくぶん不明瞭な
点がみられることがある（後述四三）。

第二に、原告側が主張した偽造投票用
紙混入の疑いが解明されない今まで判
決が下されたため、後味の悪さを残し
た。裁判所にとってみれば、投票用紙
の鑑定をするまでもなく選挙を無効と
すべき違法理由が十分に存在する、と
いうことであろうが、行政訴訟での証
拠調べに関する裁判所の責任という点
から考えると、なお検討の余地がある
と思われる（後述四四）。第三に、本
件の提訴から判決までに約二年を要し
たことも問題を残した。公選法二一
三条は、訴訟受理から百日以内に判決
を下すべき努力義務を裁判所に課して
いるが、本件判決はこれを大幅に上回
ってしまった。当選者の残任期はあと
一年二ヶ月ほどであり、訴訟が今後も
長引けば、無効判決が確定しても再選
挙が行われなくなる可能性すらある。

なお、本件判決後、被告の県選管は
上告すべきかどうかをめぐつて二対二
の可否同数となつたが、委員長職権に
より上告を決定した。

四 いくつかの論点

選挙の効力をめぐる判例をみると、
最高裁は、選挙の管理執行の手続に関
しては、通常の行政手續の場合よりも
厳格な水準の規定遵守を求めているこ
とがわかる。その背景には、選挙手続
が政治過程の正統性の基礎に関わるもの
のだという基本認識が存在していると
考えられる。

1. 不在者投票手續の違法性

公選法四九条一項は、区域外での職
務や疾病のようやむを得ない事由が
ある者に限り、不在者投票を認めてい
る。判例はこのような限定の理由を、
「不在者投票制度は、ややもすれば不
正行為の手段に利用されるおそれもあ
る」ためだとしている（最判一九六
二・一二・二六民集一六卷一一号二五
八一頁、秋田県天王町議会議員選挙事
件）。そのうえで、不在者投票事由の
存否の判断手續に関しては、「選挙人
の提出した宣誓書等の書面の記載のほ
か、選挙人の不在者投票事由に関する
口頭説明の内容をもあわせて考慮する
ことを要し……特段の事情がないの
に、宣誓書等の書面の記載のみによつ
て右判断をした場合には、審理不尽の
違法がある」（最判一九七七・一一・
八民集三一卷六号八七一頁、宮城県矢
本町長選挙事件）とし、また立会人の
役割に関しては、監視機関としての役
割を十分に果たすことができない状態
にあつたときは、その間にされた不在
者投票は違法だと判断している（最判

一九九〇・四・一二民集四四卷三号四
法學セミナー

八〇頁、鹿児島県住用村長選挙事件)。これらに照らしてみると、本件判決における不在者投票手続についての判断は、判例に沿うるものといえよう。

2 開票手続の違法性

本件類似の開票手続の違法性が問題とされたのが、最判一九五五・三・一〇(民集九卷三号二五六頁、青森市議会議員選挙事件)である。開票終了後に開票所以外の場所において一部の開票立会人の面前で投票入封筒の封印を破棄し在中の投票を取り出し再調査した選管の行為について、最高裁は、「前記「再調査方法」の違法事実は、著しく選挙の公正を疑わしめるに足るものであって、不正行為が行われ得る可能性を有することは明らかである。従つて、かかる違法事実は、現実に不正行為が行われたと否とにかかわらず、常に選挙の結果に異動を及ぼす可能性があるから」公職選挙法二〇五条一項に基づき無効だ、と判示した。本件においても、投票録の補正手続の問題を考えあわせると、選挙無効の判断に傾かざるを得ないと思われる。

3. 「選挙の結果に異動を及ぼす虞のある場合」にあたるか

前述のように、公選法二〇五条一項は、選挙無効の判決を「選挙の結果に異動を及ぼす虞のある場合」だけに限定している。問題を得票数だけに絞る

ならば、「本件では、違法な投票数が六九二票であり、当落候補の票差(九五八票)を下回っているから、この場合に該当しない」という考え方と、「違法な投票数が落選人に回る可能性もあるのだから、変動の幅は一三八四票となり、九五八票を上回る、それゆえこの場合に該当する」という考え方とがありうる。この点について判例(最判一九六三・一・三・民集一七卷一号一二二頁、神奈川県三浦市長選挙事件)は、後者を否定して、「違法な投票拒否の場合のように、選挙執行機関の違法行為によつて、本来あるべき投票が不法に除却されたのではないから、「違法な票を」落選人の得票に加えて見る必要もない」と判断している。被告はこの判例に依拠して上告したようである。

さて、本件判決は、一方で選挙管理手続全般の違法性を、他方で各自の得票数における不在者投票の占める比率を考慮して、選挙無効の判断を下した。まず前者から検討すると、「他に選挙無効の原因がなく、しかも違法な不在者投票の数が限定できる場合」であれば右記判例の方法を探るべきことになるが、本件がこの場合に該当しないことは明らかである。不在者投票の違ったものといえようか。

総じていえば、「選挙の結果に異動を及ぼす虞のある場合」の解釈をめぐる判例の態度は、選挙管理の一部に瑕があつても不正行為が行われる余地

正に行われたかどうかを疑わしめるものがあり、上述の不在者投票の違法管理も、選挙全般にわたつて疑惑の念を抱かせるような事務処理の一環としてあらわれているものと見ることができ、「る」。違法不在者投票の数が限定できることからといって、直ちに選挙の効力に關係がないということはできない」という判例と同様の判断が下されるべき事例だといえよう。

他方、後者についての本件判決の論旨はかなりずしも明瞭ではないが、不在者投票における当選人の得票率の異常な高さから不正行為の存在を示唆したものと推測される(通常の投票における当選人と落選人の得票比はほぼ一対一なのにに対し、不在者投票では二対一であった)。「たとえ一つの事実のみでは選挙の結果に異動を及ぼす虞がない場合でも、それらの事実のいくつかと諸般の事情を考え合わせた結果、選挙の管理執行が厳正に行われたかどうかに合理的な重大な疑惑が生ずるときには選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」と認められるに至る場合がある」とする先例(名古屋高金沢支判一九七六年六・一六集二七卷六号八二九頁、福井県敦賀市長選挙事件)になら

4. 証拠調べをめぐる裁判所の責任

本件の審理が長引いた原因のひとつに、証拠調べをめぐる問題があつた。一四年一月、結審直前の段階で原告側が、偽造投票用紙が紛れ込んだ疑いなどを理由に投票用紙の鑑定を申請したが、裁判所は申請の時期が遅いことや理由にこれを却下。原告側は裁判長の忌避を申し立てたため、審理が七月ストップした。日本の行政訴訟は職権探知主義を採っていないので、裁判官の責任は軽いが、選挙訴訟においては証拠が選管の側に偏在しているという事情を考慮すれば、一定の場合に裁判官に証拠調べを義務づけるような行政事件訴訟法二四条の解釈論または立法論が必要だろう。

5. 迅速な裁判

この間、最高裁は半年程度で選挙訴訟を処理している。原発推進行政等に対する本件判決の影響と並んで、最高裁の迅速な審理も注目される。(おかだ・まさのり)